廃掃法施行規則等の一部改正について（1/3）

The Knights

環境省は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）施行規則等の一部を改正する省令」を平成25年2月21日に公布し、平成25年6月1日から施行します。

これは、平成25年1月23日に公布された廃掃法施行令の一部を改正する政令（ニュースコンテナーNo.405参照）に伴い、1,4-ジオキサン及び1,1-ジクロロエチレンについて特別管理産業廃棄物に該当するものの基準等を設定及び変更するとともに、廃棄物最終処分場からの放流水や周縁の地下水等の基準を改正するものです。

改正の概要や基準等については、以下の通りです。

① 廃掃法施行規則の一部改正

・**1,4－ジオキサン** について特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準は、以下の表に適合しないこととしています。

廃棄物の種類		基準
指定下水汚泥関係	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）	0.5 mg/L 以下
	指定下水汚泥を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）	5 mg/L 以下
ばいじん関係	ばいじん又はばいじんを処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）	0.5 mg/L 以下
	ばいじんを処理するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）	5 mg/L 以下
廃油関係	廃油を処分するために処理したもの（廃油）	廃溶剤でないこと（※1）
	廃油を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）	5 mg/L 以下
	廃油を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）	0.5 mg/L 以下
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）	0.5 mg/L 以下
	廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）	5 mg/L 以下

（※1）廃油については、廃掃法施行令において、廃溶剤（1,4-ジオキサンに限る）と定められています。

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
URL:www.knights.co.jp

■事業内容■
①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
③水道法第20条に基づく水質検査
④製品開発・品質管理に伴う化学分析
⑤アスベスト分析
⑥絶縁油中のPCB分析
⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

CERTIFIED ISO 9001　UKAS MANAGEMENT SYSTEMS 0001

廃掃法施行規則等の一部改正について（2/3）

The Knights

・1,1－ジクロロエチレン について特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準は、以下の表に適合しないことと変更されます。

廃棄物の種類		基準
指定下水汚泥関係	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）	1 mg/L 以下 （現行 0.2 mg/L 以下）
	指定下水汚泥を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）	10 mg/L 以下 （現行 2 mg/L 以下）
廃油関係	廃油を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）	10 mg/L 以下 （現行 2 mg/L 以下）
	廃油を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）	1 mg/L 以下 （現行 0.2 mg/L 以下）
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）	1 mg/L 以下 （現行 0.2 mg/L 以下）
	廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）	10 mg/L 以下 （現行 2 mg/L 以下）

② 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正

・管理型最終処分場に埋立処分できる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれる 1,4－ジオキサンの量の基準、及び 1,1-ジクロロエチレンの量の基準は、以下の表の通りそれぞれ設定及び変更されます。

廃棄物の種類	基準	
	1,4-ジオキサン	1,1-ジクロロエチレン
燃え殻、ばいじん若しくは燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの	0.5 mg/L 以下	1 mg/L 以下 （現行 0.2 mg/L 以下）
汚泥、指定下水汚泥及びこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの		

・産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物に含まれる 1,4－ジオキサンの量の基準、及び 1,1-ジクロロエチレンの量の基準は、以下の表の通りそれぞれ設定及び変更されます。

廃棄物の種類	基準	
	1,4-ジオキサン	1,1-ジクロロエチレン
有機性汚泥、動植物性残さ	0.5 mg/kg以下	1 mg/kg以下 （現行 0.2 mg/kg以下）
無機性汚泥	0.05 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下 （現行 0.02 mg L 以下）
廃酸又は廃アルカリ、家畜ふん尿	0.5 mg/L 以下	1 mg/L 以下 （現行 0.2 mg/L 以下）

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

■事業内容■
①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
③水道法第 20 条に基づく水質検査
④製品開発・品質管理に伴う化学分析
⑤アスベスト分析
⑥絶縁油中のPCB分析
⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

CERTIFIED ISO 9001　UKAS MANAGEMENT SYSTEMS 0001

廃掃法施行規則等の一部改正について（3/3）

The Knights

③ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令等の一部改正

・廃棄物最終処分場から排出される放流水の基準及び廃棄物最終処分場周縁の地下水基準、安定型最終処分場の浸透水の基準については、以下の表の通り設定及び変更されます。

	項目	基準
放流水基準（管理型）	**1,1-ジクロロエチレン**	1 mg/L 以下 （現行 0.2 mg/L 以下）
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
地下水基準（全処分場共通） 浸透水基準（安定型）	**1,1-ジクロロエチレン**	0.1 mg/L 以下 （現行 0.02 mg/L 以下）
	1,2-ジクロロエチレン （現行シス-1,2-ジクロロエチレン）	0.04 mg/L（※2）以下
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下

（※2）シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量

当社では 1,4-ジオキサンを含め、産業廃棄物の分析を行っております。今回の改正に関するお問い合わせや 1,4-ジオキサン基準値遵守への対策等、お気軽にご相談下さい。

詳しくは、当社　**分析担当者　佐藤（亮）（フリーダイヤル０１２０－０１－２５９０内線３８２）**までお気軽にお問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

■事業内容■
①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
③水道法第 20 条に基づく水質検査
④製品開発・品質管理に伴う化学分析
⑤アスベスト分析
⑥絶縁油中のPCB分析
⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

CERTIFIED ISO 9001　UKAS MANAGEMENT SYSTEMS 0001